

埼玉県県営住宅駐車場の整備及び管理に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、県営住宅（以下「住宅」という。）における自動車駐車場の整備及び管理運営について必要な事項を定めることにより、住宅内路上駐車を排除し、併せて入居者の利便を確保し、もって住宅周辺市街地の良好な環境の形成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県営住宅 埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号）で規定する県営住宅、埼玉県特別県営住宅条例（昭和42年埼玉県条例第24号）で規定する特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例（平成6年埼玉県条例第29号）で規定する特定公共賃貸住宅をいう。
- 二 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪車を除く。）をいう。
- 三 駐車場 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）（以下「車庫法」という。）第2条第1項第3号に規定する保管場所をいう。

(駐車場使用料)

第3条 整備工事が完了した駐車場（外来者用から入居者用に転用した駐車場を含む。）及び新築住宅（新設又は建替住宅）の駐車場については、使用者は使用料（駐車料金）を負担しなければならない。

第2章 駐車場の整備

(整備主体)

第4条 駐車場の整備は、埼玉県（以下「県」という。）が埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）に委託して行う。

(整備対象)

第5条 この要綱により駐車場を整備する住宅は、新設及び建替住宅を除く中層又は高層住宅とする。ただし、用途廃止を決定又は予定している住宅は除く。

2 公社は、不法迷惑駐車や周辺の民間駐車場不足の程度及び駐車場設置率（設置可能な駐車場台数÷戸数）等を考慮して整備候補住宅を選び当該住宅自治会と協議の上、整備対象住宅として決定する。

3 既設の外来者用駐車場は、その一部を外来者用として残し、その外は入居者用に整備、転用する。

（駐車場の形態）

第6条 駐車場は、入居者の安全の確保、騒音防止及び周辺への光の影響等を考慮した形態とする。

第3章 駐車場の管理

（行政財産の使用許可）

第7条 県は、公社に対して、駐車場、その他付帯施設及び駐車場の管理のため必要と認められる土地について、地方自治法第238条の4第4項の規定により、行政財産の目的外使用許可を行う。

2 公社は、前項の許可を受けた場合、行政財産の使用料に関する条例（昭和39年条例第17号）及び埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）の各規定に基づき使用料を納付しなければならない。

（管理主体）

第8条 前条第1項の規定に基づく許可に係る当該住宅の駐車場管理は、公社が行い、その業務内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 駐車場使用者の決定
- 二 駐車場使用契約の締結及び解除
- 三 駐車場使用料及び保証金の徴収
- 四 自動車保管場所使用承諾証明書の発行
- 五 駐車場及びその付帯施設の維持管理
- 六 住宅内不法・迷惑駐車防止の指導
- 七 その他、駐車場の管理に関し必要な事項

2 公社は、県と協議の上、前項第5号から第7号に掲げる事項のうち必要と認められる業務の一部を、自治会その他の者に委託することができる。

（駐車場使用料等の決定）

- 第9条 公社は、駐車場使用者から、使用料及び保証金を徴収することができる。
- 2 使用料の月額、行政財産使用料、維持補修費、管理事務費、空区画引当金及び公課の合計額の月割額を基準として、近隣の駐車料金等を考慮して公社が定める。
 - 3 保証金の額は、3か月分の使用料に相当する金額の範囲内で公社が定めることができる。
 - 4 公社は、自動車保管場所使用承諾証明書の発行に当たっては、手数料を徴収することができる。
 - 5 公社は、第2項の使用料、第3項の保証金及び第4項の手数料の額を決定し、又は変更しようとするときは、県と協議しなければならない。

(駐車場の資格)

- 第10条 駐車場を使用しようとする者は、原則として次の要件をすべて満たすものとする。ただし、県と公社が協議の上、やむを得ないと認めるときはこの限りでない。
- 一 当該住宅の入居者（入居者台帳に記載されている同居者を含む。）若しくは店舗の営業者が、自己の所有する自動車の駐車場として、又は店舗の営業者がその業務のための駐車施設として使用するものであること。
 - 二 家賃又は賃貸料の滞納がないこと。
 - 三 不法・迷惑駐車常習者でないこと。
 - 四 駐車する自動車が次条の規定に該当していること。
- 2 駐車場の使用者が前項各号のいずれかに該当しなくなったとき、第14条第1項に規定する管理運営要綱に違反したとき、又は住宅の建替えの必要が生じたときは、公社は、駐車場使用契約を解除することができる。

(自動車の要件)

- 第11条 駐車場に保管できる自動車は、原則として次の要件をすべて満たすものとする。ただし、県と公社が協議の上、やむを得ないと認めるときはこの限りでない。
- 一 名義は、自動車検査証の所有者欄（割賦販売の場合にあつては、使用者欄）が当該団地の入居者又は入居者台帳に記載されている同居者であること。
 - 二 自家用であること。
 - 三 大きさは、長さ500センチメートル、幅185センチメートル、高さ200センチメートル以下であること。ただし、店舗営業者が使用する場合等で、他に迷惑がかからないと認められる場合には、この限りでない。
 - 四 台数は、原則として1住戸1台であること。

(駐車場使用者の決定)

第12条 駐車場使用者は、公社が第10条第1項に規定する者の中から、公開による抽選その他適正な方法で決定する。

(駐車場使用期間)

第13条 駐車場使用者の駐車場使用期間は、契約の日から契約締結日の属する年度の末日までとする。ただし、駐車場使用者から期間満了日の15日前までに解約の申し出がなされないときは、期間満了の翌日から1か年更新するものとし、以後も同様とする。

(管理運営)

第14条 前6条に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、公社が管理運営要綱で定める。

2 公社は、前項の規定に基づき管理運営要綱を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ県と協議しなければならない。

(管理に関する協定)

第15条 県は、駐車場の管理に関する協定を公社と締結する。

第4章 不法・迷惑駐車対策

(不法・迷惑駐車の防止)

第16条 不法・迷惑駐車対策は、公社が主体となって、警察又は道路管理者等関係機関と協議を行い実施するものとする。

2 県及び公社は、自治会及び入居者と連携して不法・迷惑駐車の防止に努めるものとする。

第5章 入居者用駐車場のない住宅

(身障者等に係る敷地内駐車許可)

第17条 駐車場が整備されていない住宅において、身体障害者等から自動車の駐車について申請があったときは、昭和48年1月26日付け建設省住総発第14号建設省住宅局長通達の趣旨に鑑み、行政財産の目的外使用許可を行うことができるものとする。

(許可の対象)

第18条 住宅敷地内に駐車許可を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- 一 当該住宅の入居者
- 二 身体障害者福祉法又は戦傷病者特別援護法に基づく手帳の交付を受けている者
- 三 身体障害者福祉法による障害の部位が、平衡機能障害、下肢不自由、体幹不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害のいずれか4級以上の身体障害者本人が運転する自動車、又は同法によるその障害の部位が視力障害を含む前記障害3級以上の身体障害者を介護する者が運転する自動車で、特に必要と認められる者

(申請の手続)

第19条 駐車許可を受けようとする者は、様式第1号に定める申請書を公社を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 公社は、申請書を受理したときは、申請地を調査し、様式第2号の意見書を添付して知事に提出するものとする。

(許可書の交付)

第20条 知事は、住宅管理上支障がないときは、前条の申請人に対し、様式第3号の許可書を交付し、駐車を許可するものとする。ただし、車庫法に基づく車庫証明は発行しないものとする。

(駐車標識の掲示)

第21条 前条により許可を受けた者は、指示された場所に様式第4号に定める駐車標識を掲示しておかななければならない。

第6章 雑 則

(使用料等の使途)

第22条 公社が徴収する駐車場使用料は、駐車場の整備費、償却費及び修繕費等の経費に充当するとともに、住宅の修繕等入居者の共同の利便のために使用するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から改正する。

2 県営住宅の敷地内における自動車の駐車に関する承認基準（昭和53年4月15日適用）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から改正する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から改正する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から改正する。

様式第1号（第19条関係）

県営住宅内自動車駐車許可申請書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

県営 住宅
号棟 号室
氏名 印
電話番号

下記のとおり県営住宅敷地を自動車の駐車のために（使用、使用期間を更新）したいので、許可申請します。

記

- 1 使用場所（別添図に明示）
- 2 使用車数
台
- 3 自動車の型式・登録番号
- 4 使用目的
- 5 使用期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 6 許可年月日及び指令番号（更新の場合）
平成 年 月 日 指令住管第 号
- 7 使用料
免除

添付書類

- 1 自動車運転免許証の写し
- 2 身体障害者手帳の写し
- 3 駐車場所の位置図

様式第2号（第19条関係）

身体障害者の県営住宅敷地内駐車に関する意見書

- 1 100㎡以内の民間駐車場（有料を含む。）の有無
- 2 敷地内に駐車する場合の適当な場所の有無
- 3 その他管理上の支障の有無

号棟 号室 の自動車駐車許可申請について、上記のとおり意見書を提出します。

平成 年 月 日
埼玉県住宅供給公社

様式第3号（第20条関係）

郵便番号

住所

県営住宅 号棟 号室

指令住第 号

申請者名

平成 年 月 日付けで申請のあった行政財産を使用することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定により、下記のとおり許可します。

なお、この処分について不服があるときは、当該処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対し異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成 年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○ 印

記

（許可内容）

第1 使用を許可する内容は、次のとおりである。

使用許可の場所

使用の数量・登録番号

使用部分

使用の目的

使用の期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで（新規・期間更新）

使用料

（許可条件）

第2 使用者は、自動車の保管場所を他の者に転貸してはならない。

2 次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。その取消し又は変更による損失は、これを補償しない。

(1) 使用財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 許可の条件に違反する行為があると認めるとき。

3 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用許可の変更及び取消しのあったときは、自己の負担において指定された期限までに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

4 自動車を格納するための工作物（車庫等）を設置してはならない。

5 車庫証明は発行しない。

6 別添規格による駐車標識を設置すること。

7 この駐車に起因した事故のないよう十分注意すること。

8 承認基準の要件を欠いた場合は、許可を取り消す。

9 許可内容に変更が生じた場合は、速やかに公社あてに連絡しなくてはならない。

10 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11 使用者は、使用財産について支出した必要費、有益費の償還を請求しないものとする。

12 埼玉県は、必要があると認めるときは、使用財産について実地に調査し、又は使用者から必要な報告を求め、若しくはその使用について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

13 この要件について疑義のあるとき、又は使用財産について疑義を生じたときは、すべて埼玉県の決定するところによるものとする。

様式第4号（第21条関係）

駐 車 標 識

